

**姫路市ブランドメッセージ等作成業務委託  
公募型プロポーザル募集要項**

**令和6年2月**

**姫路市ひめじ創生戦略室**

## 1 募集の概要

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進行しているが、これは姫路市（以下「本市」という。）においても同様であり、大都市圏への人口集中も相まって、地域の活力低下が懸念される状況にある。

このような中、地域の活力の維持・向上を図る方策の一つとして、特に若い世代の移住・定住を促進することで、急激な人口減少を回避しつつ、世代間の偏りの小さい人口構造を構築する必要がある。

本市では、若い世代の東京圏・大阪府への転出超過が続いているが、若い世代に地域の魅力等が十分に伝わっていないことが原因の一つであると認識している。この解決に向けて、地域の魅力を若い世代に向けて発信し、その価値を認識してもらい、共感した受け手が地域の次の担い手となり新たな価値を生み出すというサイクルを作っていく必要がある。

本業務は、本市の多彩な魅力等を表現したブランドメッセージ及びロゴの作成等を行い、これを旗印とした統一的中長期的なプロモーション（以下、「ふるさとプロモーション」という。）につなげるとともに、オール姫路で人口減少に立ち向かうため、市内の機運醸成を図るものである。

## 2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。
  - ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
  - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

### ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (7) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にあ

る場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(イ) 組合とその組合員

(ロ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 平成26年4月1日以後に完了した、国又は地方公共団体が発注した次のいずれかの業務のうち、契約金額が500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の業務の履行実績を元請けとして有すること。

ア シティプロモーション（地域住民のシビックプライドの醸成や自治体の認知度向上等に資するもの）に係る業務

イ ブランディングに係る業務

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市政策局ひめじ創生戦略室（以下「ひめじ創生戦略室」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2833

FAX (079) 221-2384

E-mail: chihou-chiiki@city.himeji.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和6年（2024年）2月27日から同年4月18日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	ひめじ創生戦略室

### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の提示	令和6年2月27日から

2	参加表明手続きの提出書類の受付期限	令和6年3月12日午後4時
3	参加資格確認結果の通知	令和6年3月14日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和6年3月19日午後4時
5	プロポーザルに関する質問への回答（予定）	令和6年3月26日午後2時
6	提案資料提出書類の受付期限	令和6年4月4日午後4時
7	提案内容のヒアリングの実施	令和6年4月10日（予定）
8	契約候補者の特定	令和6年4月12日（予定）
9	契約候補者の通知	令和6年4月16日（予定）
10	契約締結予定者及び審査結果の公表	令和6年4月18日（予定）

## 5 説明会の開催

説明会は、開催しない。

## 6 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

### ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式第1号）
- (イ) 履歴事項全部証明書（令和5年12月28日以降に発行された最新のものの原本）
- (ウ) 業務実績調書（様式第2号）
- (エ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本）

### イ 提出部数

1部

### ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和6年（2024年）2月27日から同年3月12日まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	ひめじ創生戦略室 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026803.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026803.html</a> ）

### エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

持参する場合は、あらかじめ担当部局へ連絡すること。

### オ 提出場所

ひめじ創生戦略室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和6年3月8日午前9時から同年3月12日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和6年3月14日に参加資格確認通知書を電子メールで通知する。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和6年3月19日正午までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりひめじ創生戦略室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

## 7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第6項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式第3号）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

chihou-chiiki@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和6年3月19日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和6年3月26日午後2時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

## 8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

ア 要求水準に関する誓約書（様式第4号）

イ 提案書（様式第5号）

ウ 提案書（様式第5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、5-6、5-7、5-8、5-9、5-10及び5-11号）

エ 事業費（受託希望金額）（様式第6号）

(2) 提出部数

「提出書類（提案資料）」に記載の部数とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによること。

持参する場合は、あらかじめ担当部局へ連絡すること。

(4) 提出場所

ひめじ創生戦略室

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和6年4月2日午前9時から同年4月4日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

## 9 ヒアリングの実施

(1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならない。

なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) ヒアリングは、提案資料の概要説明及び質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提

出は認めない。

- (3) 正当な理由無く、欠席した場合は失格とすることがある。

## 10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

### (1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路市ブランドメッセージ等作成業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において実施する。

ウ 審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費(受託希望金額)の最も低い者を契約候補者とする。事業費(受託希望金額)の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

### (2) 評価項目及び評価基準

#### ア 提案等に関する評価

評価項目	評価基準	配点
(1)業務実施体制	① 業務を適切かつ円滑に遂行できる体制となっているか。また、必要な人員を適正に配置しているか。	10点
(2)業務実績	① 平成26年4月1日以後に完了した、国又は地方公共団体が発注した次のいずれかの業務のうち、契約金額が500万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)のシティプロモーション又はブランディングの履行実績を元請として有しているか。(参加表明の際に示したのも1件としてよい。) (契約ごとに1件とし、1件あたり2点、最大3件)	6点
(3)業務計画	① 要求水準書を踏まえた上で、実施可能なスケジュール設定となっているか	4点
(4)業務内容(1)「市民ワークショップ等の開催」に関する提案	① 第1回トークイベントについて、その目的を達成できる企画提案となっているか。	10点
	② 第2回から第6回のワークショップについて、ワークショップでの参加者の発言が促され、かつ参加後の発信が期待できる企画提案となっているか。	14点
	③ 参加者の募集及び広報宣伝について、小学生以下の子を持つ子育て世代の参加が期待できる企画提案となっているか。	6点

(5)業務内容(2)「フォーカスグループインタビューの実施」に関する提案	① 本業務委託におけるフォーカスグループインタビューの果たす役割を的確に把握し、参加者の「生の声」が引き出せるような企画提案となっているか	5点
(6)業務内容(3)「デジタル媒体でのアンケート調査の実施」に関する提案	① 本業務の要求水準書を満たす適切な提案となっているか。	1点
(7)業務内容(4)「ブランドメッセージ・ロゴ案等の作成」に関する提案	① ブランドメッセージを作成するコピーライターが、要求水準書を満たす業務遂行能力を有していると判断できる実績を有しているか。	8点
	② ブランドメッセージを作成するコピーライターが、要求水準書を上回る成果物の考案を期待できる熱意を有しているか。	4点
	③ ロゴを作成するデザイナーが、要求水準書を満たす業務遂行能力を有していると判断できる実績を有しているか。	8点
	④ ロゴを作成するデザイナーが、要求水準書を上回る成果物の考案を期待できる熱意を有しているか。	4点
(8)業務内容(5)「市民投票の実施」に関する提案	① 広く市民に周知されるような広報手法となっているか。また、投票しようという機運が喚起される企画提案となっているか。	10点
(9)業務内容(6)「動画の制作」に関する提案	① 過去3年以内(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)に制作した実績を有しているか。 (契約ごとに1件とし、1件あたり1点、最大3件)	3点
(10)業務内容(7)「移住定住促進冊子データの作成」に関する提案	① 過去3年以内(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)に制作した実績を有しているか。 (契約ごとに1件とし、1件あたり1点、最大3件)	3点
(11)業務内容(8)「ブランドメッセージ・ロゴ決定後の広報宣伝」に関する提案	① 広報宣伝の手法が、メインターゲットとなる年代を考慮して、掲載媒体の種類を選定するなど、効果的な発信が期待できる企画提案となっているか。	4点
合計		100点

※1 下表のとおり5段階評価により得点化する。

ただし、評価項目(2)、(9)及び(10)については、ア表のとおり件数により得点化する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00

B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.80
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.60
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.40
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.20

#### イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

第8項第1号に定める提案資料の様式第6号に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、10点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数（小数点以下三位を四捨五入する。）とする。

$$10 \text{ 点} \times \left( \frac{\text{全提案中最低の受託希望金額}}{\text{提案者が示す受託希望金額}} \right)$$

#### ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点（小数点第三位を四捨五入する。）と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。（満点110点）

### (3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和6年4月12日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和6年4月17日午後4時までに、本件業務の見積書をひめじ創生戦略室に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和6年4月18日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

## 11 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで

次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。

- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

## 1.2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりひめじ創生戦略室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

## 1.3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第64号第1項第4号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

## 1.4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

## 1.5 プロポーザルの参加に要する費用負担

企画提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

## 1.6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合

は、契約を締結しない。

- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び企画提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。
- (5) 本業務の実施については、令和6年度予算の成立を条件とする。